

令和6年度 第2回静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 会議録

1 開催日程

令和7年2月17日(月)～2月28日(金)

2 開催方法

書面にて開催

3 出席者(敬称略・五十音順)

朝比奈伸江、天野育子、石田幸彦、五十畑美濃、江原勝幸、大石信弘、川島徹也、木村綾、黒澤幸夫、末吉喜恵、寺田千尋、中村千須子、深澤啓子、増田樹郎

4 事務局

保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課 地域福祉係

5 議 事

報告事項(1)個別避難計画の作成について

(2)重層的支援体制整備事業について

6 会議内容

令和7年2月17日

委員に対し会議資料を送付

令和7年2月28日まで

委員からの意見書を提出

令和7年3月24日

委員意見に対する事務局の回答を送付

7 議事詳細

別紙「質問・意見への回答書」のとおり

署名

静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 会長

江原 勝幸

令和6年度 第2回静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 質問・意見への回答書

報告事項（1） 個別避難計画の作成について			
1	意見	中村委員	・ 3.（3）について、未提出の31人について再度アナウンスはしないのか。 ・ 3.（4）について、訓練実施は良い取り組みだと思った。ぜひモデルケースを増やしてほしい。 ・ 資料1－2、P7の謝金は避難支援者に支払われるのか。
	回答	事務局	・ 個別避難計画が未提出だった方については、今回の市からの案内の際に「要支援者制度を利用する意思がないこと」を確認しているため、本市からは一定程度期間をおいた上で再度計画作成のご案内をすることを想定しています。 ・ 謝金は、個別避難計画作成を手伝っていただいた福祉専門職の方々へお支払いします。
2	意見	川島委員	・ 優先作成対象者は今後どこまで広げていくのか、想定しているプランがあれば教えてほしい。 ・ 個別避難計画を作成できる人、また、作成にあたり謝金を受け取ることができる人の範囲を教えてください。
	回答	事務局	・ まずは、現在設定している優先作成対象者のうち、特に優先度の高い方から順番に個別避難計画作成の案内を進めていくことを想定しています。 ・ 個別避難計画の作成にあたり、特別な資格は必要ありません。謝金を受け取ることができる人は「個別避難計画の作成を支援した福祉専門職」です。
3	意見	寺田委員	P5⑫避難支援者 ・ ①どんな支援が必要かは記入式ではなく、○×などの記入式の方が良いのではないか。（書くことが困難な方はどうするのか） ・ 顔写真など必要に応じて用意があった方が良いのでは。
	回答	事務局	・ 計画を自ら書くことが困難な方については、ご家族や避難支援者ご自身に代筆していただくことを想定しています。 ・ 顔写真の用意については、関係者の意見も参考にしながら、検討させていただきます。
4	意見	天野委員	・ 全般について 本人の健康問題により、現実には可能か否かは有事になってみないとわからない。形だけのものにならないような仕組みも必要に感じる。 ・ 資料1-2 P7 3 個別避難計画の作成後について ウ 口座振込依頼書 →基本は、家族や本人が作成し、福祉サービス事業所に依頼する場合は謝金が発生するということでよいのか？またその支払元は「行政」なのか？ ・ 「個別避難計画」は誰が作るの？の質問と回答が合っていないように感じる。誰が作るの？という質問への回答ならば、対象者ご本人になると思うし、今回の回答に対する質問であれば「個別避難計画の対象者は？」という方がわかりやすいように思う。
	回答	事務局	・ 謝金の発生・支払に係るご質問については、お見込のとおりです。 ・ ご指摘のとおり、ここでの「『個別避難計画』は誰が作るの？」という質問は、「個別避難計画の対象者は？」という質問を意味しています。ご指摘のページが市民へ配布するチラシとなることを踏まえ、この部分の表現についてはどういった表現が分かりやすくなるか、いただいたご意見を踏まえて改めて検討させていただきます。
5	意見	黒澤委員	・ 見直しによる避難行動要支援者名簿への申請に関する点で、一部高齢者から「今のところ健康で元気なため、登録を保留する。或いは、出しても発災時に確実に支援してもらえるのか、心配になる。申請すれば安心できるが、出すかどうかで悩む人がいると思う。この点、行政はどう考えどう指導しているのか確認し教えてほしい」と質問され、答えに屈した。このような制度ならば、行政の指示・指導であるから、守られると考える住民がほとんどではないか。自分の命に関する事であれば、統計上必要なこととして把握したいので、申請をお願いするだけでは納得しないと思う。 ・ 別件の個別避難計画について、当計画書の項目に支援者になっても、災害時に必ず支援することが義務付けられるものではない、とあるが全くその通りだと思う。国の指導ゆえに実施しなければならないと、理解できるが、未だに災害対策に対し、無頓着な住民が大勢いることも承知している。人の命に関わるため、自助・共助の大切さを一部ボランティアだけでなく広く住民にアピールして欲しい。みんなが同じ方向に向かうためには、行政側の力添えが、絶対必要になる。
	回答	事務局	・ ご意見ありがとうございます。避難行動要支援者の方々へは、この制度について「この制度は、地域の『助け合い』のなかで、できる範囲で災害時支援を行うものであり、支援を必ず保証するものではありません」ということを、文書等で案内しています。引き続き、制度の周知広報を進めて行くとともに、この制度がより効果的なものとなるよう、地域の方々との連携強化のための取組も進めてまいります。
6	意見	深澤委員	・ 個別避難計画を作成されると、要支援者によっては安心できる材料になると思う。周りが支援が必要と考えていても、本人の希望がなければ立てられない計画では、困ることもあると思う。声掛けや同行する支援は難しいことではないが、他人が家にはいることには拒否があることも一因と考える。この頃、自治会に入っていない人が多いと聞くと、気軽に声をかけられる関係、助け合い、支え合いの共助の大切さをもっと協調していきたい、人とのつながりが潤滑であれば、計画づくりもうまくいくと思う。
	回答	事務局	・ ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、共助意識の醸成はこの制度の発展に大きく貢献するところですので、この制度がより効果的なものとなるよう、地域の方々との連携強化のための取組も進めてまいります。

7	意見	増田委員	・そもそも個別避難計画（以下、「計画」という）の作成要領が実効性をもつポイントは、ニーズと支援が的確につながっているということです。 ・(当事者の)作成そのものの難しさもさることながら、個別事情(要介護や障害程度の高い人)を踏まえた支援が整っていないことも課題となっています。たとえば、医療的ケアを必要とする人は、そのニーズの重さ、多さ（電源、機器など）を理由に当初から避難を諦めているという声もあります。 ・以下に、ランダムにその課題とあげると、 ①計画書のなかで再アセスメントすべきケースを確認し、アドボケイトすること。 ②ニーズに合わせた福祉避難所について、その情報も含めて事前に「調整」しておくこと。（他市町では避難所情報は混乱を避けるため公開しないという方針すらあるという。） ③「避難支援者」を当事者・家族が見つけることは、きわめてハードルが高いがゆえに、これを自己責任としてはならず、適切な助言・支援が求められること。 ④「1824人」の計画書を整える（「誰一人取り残されない」）のみならず、そのニーズの内訳、分類、課題等を整理し、それに併せて避難所等の整備の見通しを検討すること。 ⑤避難訓練は、地域住民が一堂に会して一斉に行うことも意義あることとは言え、計画を必要する人の場合はあくまでも訓練を「個別化」することにこそ意義あること。「顔なじみ」「顔の見える関係」は、災害時の問題ではなく、日常の地域生活の「つながり（共生）」があればこそ意義あることです。
	回答	事務局	・ご意見ありがとうございます。作成した個別避難計画については、避難訓練等の機会でその内容を見直し、必要に応じて更新するよう案内することを検討しています。 ・本市では、指定避難所を一次避難先としており、福祉避難所の開設は、避難先での避難者の状況や福祉避難所となる施設の被害状況等を勘案して判断することとしています。ご指摘のとおり、個別避難計画の作成にあたっては、対象者の状態や避難所の状況を考慮の上、必要に応じて福祉避難所との連携も検討して進めてまいります。 ・ご指摘のとおり、当事者や家族が避難支援者を見つけることは困難である場合が少なくありません。そこで、本市は、当事者と地域の共助の意識醸成に資するため、当事者が個別避難計画を用いた避難訓練を地域の防災訓練等の中で行うための支援を進めています。こうした避難訓練を踏まえて、要支援者の視点から避難所の環境整備を検討することにもつながればと考えています。 ・いただいたご意見を参考に、「より効果的な個別避難計画を作るための支援体制の整備」にも取り組んでいければと考えます。
8	意見	末吉委員	・より優先度が高い方から作成するということで、本人から登録台帳を提出する方法がとられているが、本人が希望しないと手続きをしないということになり、「本当に大丈夫か」という人も手続きしない場合もあるのではないか。できるだけ取りこぼしのないよう、有事の際見逃しの内容作成してほしい。
	回答	事務局	・ご意見ありがとうございます。引き続き、避難行動要支援者支援制度を必要とする人に使ってもらえる制度となるよう、この制度の周知・広報に努めてまいります。
9	意見	江原委員	1) 優先作成対象者 ・R8年度までは、まず支援・配慮の度合いがより高い人を絞り込む必要がないか（要介護3以上、手帳1級・療養A）。そこをまず作成して、R9年度以降は要介護1や手帳保持者に広げる ・医療的ケア児や難病患者も優先度は高いので含める ・乳幼児の子どもが3人以上いる家族も含める ・老々世帯、日中独居、社会的孤立、ひきこもりなど生活環境も考慮する必要がある 2) 実行性の確保 ・訓練参加が難しい対象者（特に優先度が高い方）がいて、個別避難計画を見送る場合は理解するが、その方の代役を誰かにやってもらい計画に基づいた避難訓練を実施するとよい。 ・富士市や牧之原市の個別避難訓練に参加したが、地域防災訓練の中でやるには自主防（自治会）等の負担が大きいため、地域防災訓練とは別に実施した方がいい。 3) 登録台帳の追記のご案内 ・手続きをしない＝希望しないではない。障がいや認知症などで書けない人（家族）、面倒だから申請しない人（家族）、他者への迷惑や遠慮など災害時の避難を諦めている人（家族）が一定数いるはず。そういう人々の方が優先度は高い場合も多いと思われる。その人々へのアプローチを考え、丁寧に対応すべき 4) 個別避難計画全体 ・一般市民向けの制度理解や地域住民協力の必要性などを周知する講座を各区で実施する ・福祉事業者向けにマニュアル（資料1-2?）に基づき、介護連絡会や相談支援部会で説明・解説をしていくものと聞いているが、何か躓いた時に対応する窓口や担当者を置く必要はないか。 ・ケアマネや相談支援専門員（と多くの対象者・家族）では避難支援者欄が埋められない場合が多い。その時は福祉総務課に相談とあるが、福祉総務課でその対応できるのかが疑問。 ・1番大切なのは「計画作成ありき」ではなく、使える計画を。対象者を地域の支援者が助ける計画ではあるが、一方的なものではなく、支え合える地域づくりの側面では支援者にも大きな意味を持つという視点も重要。 ・緊急避難後の避難生活も課題が多いので、同時並行で議論していく必要がある。

	回答	事務局	・医療的ケア児・難病患者等については、個人によって症状に差があり、その全てを個別避難計画優先作成対象とすることがなじまない（症状によっては、要介護認定を受けている人や障害手帳を取得している人も含まれる）ため、一律に個別避難計画優先作成対象とすることは想定していません。しかし、ご指摘のとおりこれらの方々の中にも優先的に個別避難計画を作成すべき方がいることは確かなので、その方々に対してどのように個別避難計画作成を呼びかけていくか、作成支援者をどうするか等について、改めて検討をさせていただきます。 ・要支援者の方々が避難支援者を確保するためには、近隣の地域住民と共助関係を確立することが重要と考えます。現在、本市では危機管理課と協力して「個別避難計画を用いた避難訓練」をモデル的に実施しており、この取組を通じて要支援者と地域住民との共助関係の構築につながることを期待しています。 ・優先作成対象者への作成案内のやり方、訓練の実施方法、実効性の高い個別避難計画作成のための体制構築等について、ご意見をありがとうございます。いただいたご意見を参考に、制度の改善を図ってまいります。
10	意見	大石委員	・個別避難計画の作成にあたっては、近隣に支援者を確保することが大切になります。自治会役員や民生委員児童委員は、地域全体に責任をもって対応する役割がありますので、発災時に個別の対応は難しいと考えられます。しかし、計画段階で対象者と近隣住民をつなぐ役割は、自治会役員や民生委員児童委員の担うところとなります。 ところが、自治会役員や民生委員児童委員で個別避難計画作成について理解している方は少なく、計画作成の推進のためには理解を広めることが必要です。役員、委員全員が計画作成について理解していることが望まれます。そのための周知活動を進めていただきたいと思います。
	回答	事務局	・ご意見ありがとうございます。自治会の皆様や民生委員の皆様にご協力いただけるよう、制度周知を図ってまいります。
11	意見	木村委員	・３（２）に個別避難計画作成支援マニュアルとありますが、これは、今回の資料1-2のことでしょうか。類似のタイトルの書類がみられることと思いますので、一致された方が分かりやすいと思いました。（マニュアルなのか、要領なのか） ・本計画は、基本的には、本人あるいは家族が作成するものと考えてよろしいでしょうか。 しかし、要支援者等にとって、作成しづらい箇所もあることから、作成支援を行っていることと思いますが、本人宛文書からは福祉サービス事業所が作成支援をしていることがわかりにくく、作成を躊躇するのではないかと思います。 計画作成を進めていくためには、事業所等で作成支援を行う旨を周知した方が良いと思いました。
	回答	事務局	・ご指摘のとおり、資料１－１で「マニュアル」としているのは資料１－２の「要領」です。呼称の統一をするようにいたします。 ・ご指摘のとおり、要支援者あての通知において、福祉サービス事業所が作成支援することを周知するようにいたします。

令和6年度 第2回静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 質問・意見への回答書

報告事項（2） 重層的支援体制整備事業について			
1	意見	川島委員	・会議に至らなかった事例が11件あったという報告だが、会議開催までの時間、会議における明確な役割分担なども含め現場との温度差の現れとも受け取れることが指摘できると考える。解決に向けての仕組みという点では、政令市でもあり、各区に福祉事務所が設置されており、しかるべき専門機関もあるため、多機関協働の事務を各区に担っていただくことで会議開催など迅速な対応が図られるのではないかと思います。
	回答	事務局	相談を受けてから会議開催までに時間を要した事例もあり、速やかな開催とならなかった点は課題と認識しております。重層的支援会議等は、月に1日、あらかじめ日程を定めて開催しておりますが、事例の緊急性に応じて随時開催日程を調整する、少人数やオンラインでの会議を行うなど、柔軟な対応に努めてまいります。 多機関協働事業の実施について、現時点では各区福祉事務所への移行等は定まってはおりませんが、事業を実施しながら、より良い方策を検討してまいります。
2	意見	天野委員	・全般について 1月にあざれあで重層支援体制についてのシンポジウムがあり、地域の民生委員の中でも認知が広がったように感じる。ただ、実際行われているのであれば、もっと自分の地域の事例を相談したかった、関わっている方が相談対象になっているのかのフィードバックがわからない、という意見が聞かれている。個人情報の問題もあると思うが、相談対象として挙げた方へフィードバックが行われているのか地域への還元も必要な場合もあるように感じる。
	回答	事務局	対象者の個人情報保護、特に支援会議（対象者の同意が得られていない事例）においては参加者にも守秘義務を課していることから、個々の事例を地域の方へお伝えすることは難しい部分が多いと考えられます。 しかしながら、重層的支援体制整備事業には、地域づくり事業や参加支援事業が含まれ、地域との関わりや社会参加の場へのつながりが期待されておりますので、民生委員をはじめとする地域の方にも、事業周知による理解促進や可能な範囲での情報共有を行うよう進めてまいります。
3	意見	深澤委員	・重層的に色んな専門職、組織、サービスが関われば力強いと思う。上から目線のでの支援ではいけないと思う。アウトリーチがおせっかいに思われないようにしたい。1回、2回の会議で解決することはないと思う。支援時、まずは人間として必要であり、居場所があり、自分のことを大切だと考えていることを伝えられればと思う。タイムリーに効率的に支援できればと思う。
	回答	事務局	アウトリーチ支援は、まずは対象者との関係構築を図っていきます。対象者のニーズや困りごとに応じて、必要時には他の支援機関の職員とともに訪問する等、柔軟な対応ができるよう進めてまいります。
4	意見	増田委員	・長きにわたり蛸壺型の専門職養成や個別対応型のセンター化を整えてきた日本の施策からすれば、「包括的支援」「重層的支援」は、180度の発想の転換といえるほどの「構造改革」なのでしょう。 ・複合化・複雑化した事例に係る多職種研修に関わってきた拙い経験知からすれば、ニーズを「仕分け」（虫瞰図）することはできても、これを「統合」（鳥瞰図）する視点がなければ、家族・地域の支援を「重層的に」組み立てることは多くの専門職にとってきわめて難しい作業ということが出来ます。（愚見では、日本には、「コミュニティソーシャルワーク」がありません。これは社協職員の専門性に限られてことなく、もし重層的支援に取り組むならばこの方法論を欠かすことはできません。） ・ましてや、これを仕組み（システム）として整備するためには、新たな「基幹」を設けることが必要となります。地域包括支援センターでも、障害者相談支援事業でも、いつもこの「基幹」のもつ機能が問われてきました。 ・重層的支援会議が実効性をもつのは、事例に対する支援の「責任制」が明確であることです。アセスメントからアウトリーチそしてモニタリングにいたるまで。 ・他方、「地域づくり」事業については、いつの場合も「あとまわし」感は否めず、たとえば本市の場合は「地区社協」の充実強化が目標の一つなのでしょうか。 ・「参加支援事業」などは、支援事業に携わる多機関連携（ネットワーク）こそが本領なのでしょう。でも、ネットワークの必要性だけで機能しないのは関係者のよく知るところです。ネットワークの機能化していく取り組みが不可欠なのでしょう。 ・本市がこの事業の整備に取り組み、全国的なモデルの一つとして評価されることを期待しています。一つのシステムが生成していくためにはまずもって10年がかかることを覚悟しなければなりません。
	回答	事務局	全市域での本格実施から1年であり、システムとして確立するためには、ご指摘のとおり長い時間を要するものと認識しております。複数分野に横断的に関わる事例やどの分野にも該当せず制度の狭間となっている事例に対応するためには、分野ごとに分かれた縦割りの支援体制ではなく、多機関協働が不可欠と捉えています。 多機関協働を円滑に行うために、重層的支援体制整備事業に関する周知、庁内・庁外への研修会等の実施、複雑化・複合化した事例の相談と重層的支援会議の開催を行い、体制整備に努めてまいります。
5	意見	末吉委員	・この事業について、色んな支援の協力体制が整うことを期待している。起立性調節障害の子供をもつ親が区役所でたらい回しにあった話を聞いたため、役所のどこへ行けば対応してもらえるか、1か所でまとめてもらえるといいと思った。
	回答	事務局	本事業自体がワンストップ窓口の役割を持っているというものではありませんが、事業に関わる関係機関同士がお互いの業務を理解することで、適切な支援窓口への引継ぎにも役立つものと考えております。
6	意見	江原委員	・見えてきた課題等を踏まえ、今後の方向性を示されているが、この制度の状況や対応をもっと広く周知していく必要を感じる。委員であるので行政から説明があり、一定の制度理解や進捗状況を理解しているが、この事業に関わる人以外でもこの制度について知っておくことは重要。わかりやすい形や方法で情報提供して頂くよう期待したい。

6	回答	事務局	重層的支援体制整備事業の概要はもちろんのこと、本事業で扱う個別事例を例としてあげながら、「重層的支援会議（支援会議）ではどのような事例を取り扱うのか」、「会議を行った結果、どのような支援や体制構築がされるのか」といった内容も広く情報発信できるよう努めてまいります。
7	意見	大石委員	（１）重層的支援会議・支援会議の件数について 昨年度のモデル事業に比べて実施件数が少ないと感じます。地域社会を見たり、今までの支援の経験から対象世帯はもっと多くあるのではないかと推測します。「会議にかけると忙しくなる」「相談しても会議につながらない」という声が漏れ聞こえてきます。支援者側の姿勢の問題、事務局側の受け止める姿勢等に改善の課題がないのか検討の必要性を感じます。 会議に至らなかった事例が１１件とあり、相談件数の表を見ると１４件になりますがこの違いは何でしょうか。 （２）アウトリーチ支援の対象について アウトリーチ支援は、今まで支援につながっていなかった方が支援につながる重要な役割を担っているものと考えます。実際にその成果も事例から読み取ることができます。課題は、アウトリーチ支援を導入するために重層的支援会議・支援会議で支援方針が確認されてからの対応ということにあります。 元々アウトリーチ支援は、何か問題を抱えている様子だがだれともつながりがつけられない、あるいは支援を拒否している等の対象者につながりをつけていくものであり、会議を開くための相談支援機関からの相談がしにくい状況があります。会議での支援方針の確認がなくても、重層的支援体制整備事業のアウトリーチ支援として取り組んでいくことが必要な事例もあると思いますので、柔軟な対応を求めます。
	回答	事務局	（１）相談支援機関を対象とした研修会等を通じ、多機関協働事業につなぐことでのメリット等を継続して発信していきます。複雑化・複合化した困難事例の解決に、事業が活用していただけるようにしていきたいと考えております。また、事務局側の受け止めとして、事例の緊急性に応じた日程調整や少人数・オンラインでの開催とするなど、柔軟な対応を検討してまいります。 件数について、資料の記載が誤っておりました。会議に至らなかった事例の件数は、正しくは「14件」でした。訂正させていただきます。 （２）アウトリーチ支援について、対象者との関係構築を目指して実施をしておりますが、ご指摘のような活用の仕方も十分考えられると思います。専門分科会の委員の皆様や事業に関係される方々のご意見もいただきながら、より良い検討をしていきたいと考えております。
8	意見	木村委員	（１）資料２の９頁、２行目に、本事業につなげるべきかどうか、各支援機関に迷いがみられるとのことですが、その要因はどのようなものがあると想定されますか。 例えば、各相談機関において、相談から具体的支援あるいは終結までの流れが、イメージできていない。福祉総務課への相談を入れることにハードルがある、困難に感じている。具体的な支援に至るまでに時間を要することに抵抗を感じている。などでしょうか。 （２）現在、支援の進捗状況等を、関係者間（会議出席者等）でどのように把握・共有されていますか。（頻度や方法等） （３）資料２の１０頁「今後の方向性」について、支援進捗状況等を共有するために情報共有ツールを活用することが記載されていますが、既存のツールですか、あるいは今後開発されるのでしょうか。
	回答	事務局	（１）「多機関協働事業につなげることで業務負担が増加するのではないか」、「相談をしても改善しないのではないか」等の考えを持っているのではないかと推察しております。資料２の同ページ内で「良かった点」として記載している点を多機関協働事業のメリットとして発信するなど、多機関協働事業が活用されるような事業周知に努めてまいります。 （２）情報共有について、各相談支援機関から福祉総務課に情報をあげていただき、電話やメール等での共有を行っています。対応中の事例については、重層的支援会議（支援会議）を通じて、関係機関同士の顔つなぎができているため、関係機関同士の情報共有を図っていただいている場合もあります。そのほか、いただいた情報を福祉総務課にて会議資料としてまとめ、会議開催前に共有させていただいています。 （３）他自治体の取り組み例などを参考にしつつ、既存ツールの活用や新たなツールの開発を含め、より効果的な方法を検討してまいります。